

資料編

(注記)

本計画(令和2年3月発行版)の資料編にあった以下2項目については、中間見直しにあたり内容に変更が無い場合、本計画改訂版(令和5年3月改定)への掲載は省略します。

必要に応じて、本計画(令和2年3月発行版)をご確認いただくか、松江市ホームページに掲載している資料をご確認ください。

○第1期松江市子ども・子育て支援事業計画の評価

○子ども・子育て支援制度ニーズ調査結果報告書

松江市ホームページ掲載場所 [ホーム](#)>[組織から探す](#)>[子育て部](#)>[子育て政策課](#)>[各種計画](#)>[子育て部](#)>[松江市子育て計画](#)

○松江市社会福祉審議会条例

平成 29 年 12 月 19 日

松江市条例第 87 号

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する松江市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関しては、法及び社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号。以下「政令」という。)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(調査審議事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第 12 条第 1 項の規定による児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 66 号)第 77 条第 1 項各号に関する事項
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員の任期)

第 5 条 臨時委員の任期は、特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(委員長の職務を行う委員)

第 6 条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、委員長(委員長が定められていない場合にあつては、市長)が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第 8 条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議するため、法第 11 条第 1 項に規定する民生委員審査専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 障がい者福祉専門分科会(法第 11 条第 1 項に規定する身体障害者福祉専門分科会の所掌事項を含む。)

(2) 高齢者福祉専門分科会

- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
- 3 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 4 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 5 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 6 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。
- 7 審議会は、その定めるところにより、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(部会)

- 第9条 審議会は、政令第3条第1項の規定によるほか、専門分科会に部会を置くことができる。
- 2 部会(政令第3条第1項に定める審査部会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 前条第4項から第6項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門分科会」とあるのは「部会」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
 - 4 審議会は、その定めるところにより、部会(政令第3条第1項に定める審査部会を除く。)の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

- 第10条 委員長は、調査審議のため必要があると認めるときは、審議会において、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 2 前項の規定は、専門分科会及び部会について準用する。この場合において、この規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」又は「部会長」と、「審議会」とあるのは「専門分科会」又は「部会」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

- 第11条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

- 第12条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

- 第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(松江市子ども・子育て会議条例の廃止)

- 2 松江市子ども・子育て会議条例(平成25年松江市条例第46号)は、廃止する。

附 則(令和4年3月30日松江市条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

松江市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿

氏名	所属・役職
大谷 いづみ	松江市保育研究会 表現部会部長 (嵩見保育所 所長)
岡田 志恵美	松江市民生児童委員協議会連合会理事 主任児童委員部会長
小村 宗裕	松江市PTA連合会 総務委員長
小谷 久美子	松江市母子保健推進員協議会 会長
副専門 分科会長 高尾 康弘	松江市小学校長会 副会長 (松江市立出雲郷小学校 校長)
武田 信子	NPO法人 松江市手をつなぐ育成会 代表
坪内 朋子	一般社団法人島根県私立幼稚園連合会 副理事長 (学校法人坪内朋和学園 幼保連携型認定こども園育英北幼稚園 園長)
寺本 年生	島根県中央児童相談所 所長
長岡 和志	松江市保育所(園)保護者会連合会 会長
長谷川 諒	松江市幼稚園・こども園PTA連合会 監事
畠山 直文	松江市公民館長会 (城西公民館 館長)
専門分科 会長 肥後 功一	国立大学法人島根大学大学理事 副学長

50音順・敬称略・合計12名